

「定額自動送金規定」

1. この取扱いによる預金の支払手続については、当座勘定規定または普通預金規定にかかるわらず当座小切手の振出、または預金通帳および同払戻請求書の提出を要せず、当金庫所定の方法で処理いたします。
2. 指定した送金日に指定預金口座の残高が送金額および送金手数料の合計額に満たないなどにより引落し不能の時は、依頼人に通知することなくその月の送金を取り止めたものとして取扱います。
なお、指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の支払可能残高を超える時には、そのいずれを引落すかは当金庫の任意とします。
3. 指定した送金日の午後3時以降に指定預金口座へ入金する資金については同日付のこの契約の引落し資金に充当しないことがあります。
4. 送金手数料は取扱いのつど、送金金額と合算で指定預金口座から引落します。
なお、送金手数料は、金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合、変更後の送金手数料は新料金で引落します。
5. この取扱いによる送金については、領収証の発行および送金済の通知等は行いません。
6. この取扱いは取扱期間の満了をもって終了いたします。また、指定預金口座が解約されたときは、この取扱いは自動的に終了いたします。
7. 取扱期間中に、受取人、送金額、その他の内容に変更が生じた時は、すみやかに変更手続きをお願いいたします。変更手続きが完了するまでは、変更がないものとして取扱います。
8. この定額自動送金契約は、当金庫が必要と認めた場合には依頼人に通知することなくいつでも解約できます。
9. この取扱いについては、かりに紛議が生じても、当金庫の責によるものを除き、当金庫は責任を負いません。
10. 以上その他、送金に関しては、当金庫の振込規定を準用いたします。
11. (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
(2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

お客様へのお願い

- ・送金の資金はできるだけ前日までにご指定預金口座へ入金してください。
- ・本取扱の継続をご希望の場合には、取扱期間が終了する前に取引店にて手続きをお願いいたします。手続きが取扱期間終了後となった場合、継続ができない場合があります。
- ・ご依頼内容の変更、解約に際しては、できるだけ「お客様控」を取引店までお持ちください。
- ・本取扱の新規の申込およびご依頼内容の変更、解約については指定日の2営業日前までにお申し出ください。
- ・本取扱について、ご不明な点については取引店まで、お問い合わせください。